

2018年6月15日

新商品

贈るよろこび

通貨選択型特別終身保険

の発売について

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(取締役社長:永井 泰浩)は、「贈与」「相続」「年金」全てのニーズにお応えする新商品『贈るよろこび』(通貨選択型特別終身保険)を、6月18日より株式会社三菱UFJ銀行(取締役頭取執行役員:三毛 兼承)にて販売開始します。

『贈るよろこび』は、好金利が期待できる外貨(米ドル・豪ドル)、または円で運用し、ご契約後、すぐに生存給付金をお受け取りいただける終身保険です。契約通貨が外貨の場合、生存給付金を円で受け取る際の上限額を設定し、生存給付金の受取人には設定した上限額まで受け取っていただくことができます。

2015年1月の相続税・贈与税の税制改正を受け、金融商品を活用した相続や贈与への関心がより高まっています。『贈るよろこび』は、お客さまの資産を上手につぎの世代に“わたす”、大切なご家族に“のこす”ことができる、魅力ある商品となっています。

これからも、弊社が掲げる「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

『贈るよろこび』の主な特徴

【特徴 1】大切なご資産を、契約通貨建てで運用し、最短5年ですぐに*1ご家族に“わたす”ことができます。

- 生存給付金の受取人をご家族にすることで、贈与税の基礎控除をつかって最短5年で(円建てでは最短10年で)生前贈与をすることができます。
- 契約日の翌日から生存給付金をお受け取りいただけます。契約者ご本人が生存給付金を“うけとる”こともできます。

*1 生存給付金支払日は契約日の翌日(2回目以降は毎年契約当日の翌日)となります。なお、「生存給付金支払日」は、生存給付金のお支払事由が発生する日となります。実際に生存給付金受取人が生存給付金をお受け取りいただく日とは異なりますので、ご注意ください。

【特徴 2】満90歳まで、健康告知なしでご契約いただけます。

- 被保険者が最高満90歳までご契約いただけます。医師の診査や診断書のご提出は不要です。
- ご契約後はご高齢の方でも健康状態をご心配いただくことなく、保険を活用した簡単なしくみで生前贈与や相続対策をすることができます。

【特徴 3】万一被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として、ご家族へ“のこす”ことができます。

- 死亡保障が一生継続します(契約日の5年後から死亡保障が充実します)。あらかじめ死亡保険金受取人をご指定いただくことで「のこしたい人」にのこすことができ、納税資金として活用できます。
- 相続人*2が死亡保険金を受け取った場合、相続税には、死亡保険金の非課税枠「非課税限度額=500万円×法定相続人の数*3」があります(契約者と被保険者が同一の場合)。

*2 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません)以外の方が受け取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。

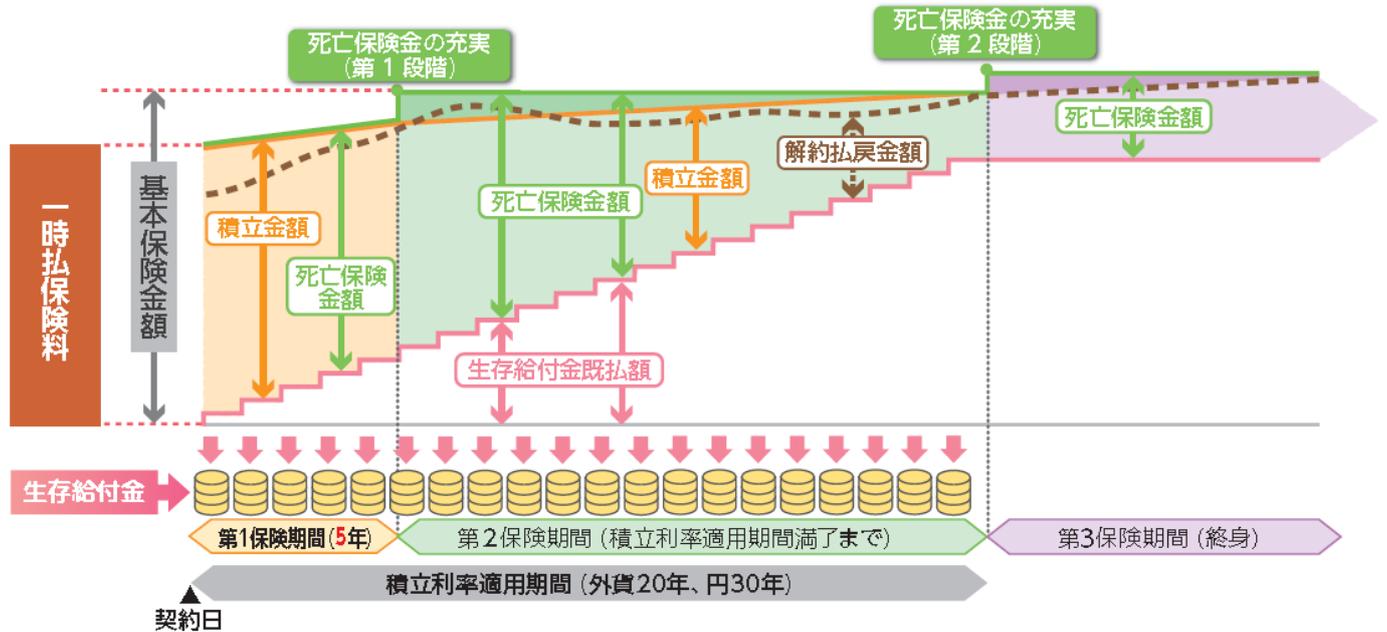
*3 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

※生存給付金を毎年契約者ご自身にお受け取りいただくことを「年金」と記載しています。

※本税務取り扱いの内容は2018年6月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

『贈るよろこび』の商品概要

■ 商品イメージ図（生存給付金支払回数20回、終身保障倍率5倍の場合）



※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

■ 主なお取り扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払 保険料	最低保険料	5万米ドル (1米ドル単位)	5万豪ドル (1豪ドル単位)	500万円 (1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が契約日時点の円換算額で5億円となる 保険料		基本保険金額が5億円となる 保険料
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～90歳		
保険料の払込方法		一時払のみ ※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		

【生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせ】

生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせにつきましては、以下のとおりとなります(「-」はお取り扱いしない組み合わせ)。

		終身保障倍率					
		米ドル・豪ドル				円	
		1倍	3倍	5倍	10倍	5倍	10倍
生存給付金 支払回数	5回	-	○	-	-	-	-
	10回	○	○	○	-	○	-
	20回	○	○	○	○	○	○
	30回	-	-	-	-	○	○

※通貨・金利環境等によりお取り扱い範囲を変更する場合があります。

積立利率適用期間		契約日から20年	契約日から30年
保険期間 (終身)	第1保険期間	契約日から5年	
	第2保険期間	契約日の5年後から積立利率適用期間満了まで	
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身	
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)の対象です。	
主な特約		円支払特約、生存給付金円支払特約、遺族年金支払特約、指定代理請求特約	

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■諸費用に関する事項の概要について

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●第1 保険期間中および第2 保険期間中にご負担いただく費用

- 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率の上下 1.0%の範囲で会社が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

(1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

(2) 生存給付金支払回数×0.5年（端数年は切捨てます）および契約通貨に応じた指標金利

したがって、積立利率適用期間中は下記以外に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

- 第2 保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示していません。

●第3 保険期間中にご負担いただく費用

第3 保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3 保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振り込み、保険金等の受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 保険金等を円で受け取る場合または生存給付金を円で受け取る場合のレートは、仲値（TTM）に対し、つぎのとおりとなります。

円支払特約により、保険金等を円で受け取る場合、または生存給付金円支払特約により、生存給付金を円で受け取る場合の円支払特約レート（TTB）

TTM-50 銭

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■解約控除率

＜契約通貨が外貨の場合＞

契約日からの経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0.0%

＜契約通貨が円の場合＞

契約日からの経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%

※通貨選択型特別終身保険『贈るよろこび』の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。